

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○鈴木委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。石橋林太郎君。

○石橋委員 おはようございます。自由民主党の石橋林太郎でございます。

昨年十月の衆議院総選挙において、中国比例ブロックで初当選をさせていただいて、国会に地元の方々のおかげで送り込んでいただきました。本日、少し緊張しながらの質問でありますけれども、何とぞよろしくお願いしたいと思っております。本題の質問に入らせていただく前に、一点、確認をさせていただきたいがございます。

三月九日、当委員会におきまして、山田委員の質疑の中で、大村入国管理センターの庁内医師の契約関係についての質疑がありまして、その際の当局の答弁の訂正をしなければならぬというふうに聞いていますところでありまして、この点について、回答をいただきたいと思っております。

○西山政府参考人 三月九日、当委員会における

御指摘の質疑におきまして、大村入国管理センターと庁内医師との契約関係につき、私は委託契約と答弁をいたしました。これは誤りであり、正しくは非常勤の国家公務員として採用していたものでございます。

おわびの上、訂正をさせていただきます。

○石橋委員 委託契約ではなかったということでありまして、今後も正確な答弁を心がけていただきますように、一点、お願いをさせていただきます。そしてまた、本来の質問に入らせていただく前にはありますけれども、私の方からも、ロシアに對し、最大級の非難を表明させていただきたいと思っております。

私が申し上げるまでもないわけですが、今般のロシアの一連のこの軍事行動というものは、国際ルールを全く無視して、暴力による一方的な現状変更を試みるものであり、決して許すことのできない蛮行であると私自身怒りを覚えております。しかしながら、国内で、残念なことに、この問題に関して、外交上のことでもあり、ロシアにも言い分はあるのだというような、あたかもロシアを擁護するような論調を耳にすることもあるわけでありまして、先ほど申し上げたとおり、ルールを無視して、民間人、学校、病院、そうした民用の施設までも標的にした無差別攻撃を実施しているロシア政府を擁護する必要など、私自身は、全くないと感じているところでありますし、

また、今般明らかになってきている無辜の民間人の虐殺に至っては、全くもって言語道断であります。

岸田内閣、古川法務大臣、皆様におかれましては、引き続き、毅然とした態度で厳しくロシアに對し対処をしていただきますようお願いを申し上げます。

そして、今、自分たちの国は自分たちで守るといふ、当たり前のことでありますけれども、しかしながら大変厳しい、難しいこの現実にもう一か月以上にも立ち向かっているウクライナの方々に、私は心から敬意を表すものであります。

そうしたことも踏まえて、大変恐縮ながら、質問に入らせていただく前に、今般のウクライナ情勢に對し、古川大臣の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○古川国務大臣 ロシアによるウクライナ軍事侵攻は、重大な国際法違反でありまして、無辜を殺りくする重大な戦争犯罪であるというふうに言わざるを得ません。断じてこれを許すことはできないというふうに強く非難をするものであります。

これまで、第一次世界大戦、第二次世界大戦という惨禍を経験する中で、国際社会は、不戦条約、国連憲章、あるいは国際人道法といった、戦争は違法であるという法理を一つ一つ着実に積み上げてまいりました。今回のロシアによる蛮行、非道は、この努力を真つ向から否定し踏みにじるものであります。国際社会は、連帯をして、この人類の積み上げた努力を後退させることのないように結束をしなければならぬと考えております。

○石橋委員 大臣、御答弁ありがとうございます。

今おっしゃった、人類が積み上げてきた努力というものを踏みにじってはいけない、その点に關しまして私も同感であります。今後も、大臣にも内閣、政府の一員とされて、本当に毅然とした態度でロシアに立ち向かっていただきたいということもお願いを申し上げたいと思います。

また、今般のウクライナからの避難民の方の受け入れ等がありますけれども、重ねて、法務省として、避難民の受け入れ及び支援体制の現状について、そしてまた、今後どのように進めていかれるおつもりか、御見解をお示しく下さい。

○古川国務大臣 政府では、官房長官をヘッドといたしまして、ウクライナ避難民対策連絡調整会議を設置をし、ここを司令塔として、政府一体となつてウクライナ避難民の円滑な受け入れと生活支援等を行っていくことといたしております。

法務省では、これまでに、避難民の方々の在留資格についての柔軟な対応、それから、自治体や企業などからの支援申出を一元的に把握するための窓口の開設、そして、自治体が運営する相談窓口におけるウクライナ語通訳に係る支援などの取組を実施してきたところでございます。

また、身元引受人のいない避難民の方々への一時滞在場所の提供や生活費の支給、医療費の支給、カウンセリング、日本語教育、就労支援など、受け入れ後の各場面に応じた具体的な支援策を実施することといたしております。さらに、関係省庁と連携をして、自治体や企業、NGOなどによる支援とのマッチング等も進めていく方針であります。

引き続き、政府全体として、避難民の方々につきかりと寄り添った支援に努めてまいりたいと考えております。

○石橋委員 御答弁ありがとうございます。

先ほど来話もありますが、法の支配や自由、民主主義、そうしたものを私たちは大切にすることを、大切に行っている国なんだということを、今の御答弁にもありましたけれども、言葉だけでなく、そうした態度で、形にして示していくことは本当に大切だろうというふうに思っております。私たちが日本人が今、このウクライナの方たちに寄せている思いというものを、是非、政府におかれましては、財政措置も含めて形にして、続けていっていただきたいということを心からお願いを申し上げます。

それでは、改めまして、民事訴訟法の一部を改正する法律案について質疑をさせていただきますと思います。

本法律案でありますけれども、民事訴訟手続のIT化を大きく前進させる法律案であるというふうに理解をしております。

そこで、まず初めに、今般の法改正に盛り込まれている内容、そしてその意義と目的につきお示しをいただきたいと思います。

○金子政府参考人 お答えいたします。

今般の改正法案は、民事訴訟手続等の一層の迅速化及び効率化等を図り、民事裁判を国民がより利用しやすくするために、民事訴訟手続の総合的な見直しを行うものでございます。

具体的には、オンラインによる訴えの提起や訴

訟記録の電子化、ウェブ会議を活用した口頭弁論期日等を実現するための所要の規定の整備をしており、これによって、自宅や事務所からも訴えの提起等が可能となるなど、当事者の利便性が向上するとともに、訴訟手続の迅速化、効率化が図られ、社会全体のコストが低減するメリットがあると考えられます。

そのほか、当事者の申出により、一定の期間内に審理を終えて判決を行う手続の創設等の措置を講ずるとともに、犯罪被害者等の一層の保護を図るため、被害者の氏名等の情報を相手方に秘匿したまま民事訴訟手続を進めることができる制度を創設するなどしております。

改正法案により創設されたこれらの制度を適切に実施、運用することで、民事訴訟手続等が一層迅速化、効率化され、国民がより利用しやすくなるものとお認識しております。

○石橋委員 ありがとうございます。

この中で、私、手数料の納付のことでちよつとお伺いしてみたいことがありまして、手数料等の納付を原則ペイジーという決済方法での電子納付にしていこうということでありまして、私が見場にまた詳しくないもので教えていただきましたけれども、このペイジーによる電子納付にすると、現状と比較をして、具体的にはどのような手続の負担軽減があるのかを教えてくださいたいと思います。

○竹内政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のペイジーによる納付でございますが、申告所得税ですとか法人税等、公金等の簡易

迅速な決済手段として幅広く活用されており、また、裁判所へ赴くことなく、インターネットバンキングや郵便局等のＡＴＭを利用していただくことで、原則としていつでも納付することが可能となること、次に、裁判所から提示された納付番号等を入力いたしまして、口座振替又は現金振り込みを行うという簡便な方法であること、さらに、基本的には利用者が決済手数料を負担する必要がないことなどの利点がございまして、現行の収入印紙による納付と比較いたしますと、当事者の手続上の負担は大きく軽減すると考えております。

○石橋委員 ありがとうございます。

利便性の向上が今回の改正法案の一つの狙いというふうにも思っておりますけれども、今のお答えですと、ペイジーしか使えないということではあります、例えば、私もふだん、クレジットカードであるとか、何とかペイのような、モバイル決済というんですか、そういうのを使っております。国民の利便性の向上ということでありまして、ペイジー以外の決済方法というものも使えると、より利便性は高くなるのかなと思うところでありますけれども、その点についての御検討はされているのでしょうか。

○竹内政府参考人 お答えいたします。

法制審議会におきましては、先ほど申し上げましたペイジーによる納付に加えまして、クレジットカードですとか、あるいは電子マネー等による納付の方法を導入することが当事者の利便性を高めるという観点から望ましいという御意見もござ

いました。

しかしながら、これらの方法を導入するには、例えば詐欺的請求の防止など、消費者保護のための仕組みの構築ですとか、あるいは、複数の納付方法を導入する場合におけるシステムの構築や運営費用の増大等といった課題も指摘されているところでございます。

ペイジー以外の支払い方法を新たに導入することの是非につきましては、改正法施行後の運用状況を踏まえつつ、将来の課題として検討を進めていくべきものと考えておるところでございます。

○石橋委員 分かりました。今後、またいろいろな社会情勢も変わってくる中で、様々な、その他の、ペイジー以外の決済方法も検討いただいております。ふうに思うところがあります。

続きまして、ウェブ会議による手続についてお問い合わせしたいと思います。

私たちは、新型コロナウイルスの社会を経験する中で、以前よりもはるかにオンラインでの会議や打合せというものが大分慣れてきたところであるというふうにも思っています。

こうして広く社会全体にウェブによる会議等が浸透した中で、今般のこの改正というのは時宜にかなったものじゃないかなというふうにも思っております。ところで、ウェブ会議での手続を拡充していくことの重要性を法務省としてどのように認識をされているのか、また、本法案に盛り込まれている具体的な改正案についてお問い合わせしたいと思います。

○金子政府参考人 お答えいたします。

当事者は、ウェブ会議の方法を用いることにより、裁判所に出頭するための時間や場所の制約を受けることなく、裁判所の手続の期日に参加することができ、当事者の利便性の向上に資すると考えられます。また、ＩＴ技術の進歩等により、ウェブ会議の方法を用いれば、当事者の現実の出頭を求めなくても当事者の主張等を的確に把握することが可能になったというふうにも考えております。

このように、ウェブ会議の方法を用いることによる当事者の利便性向上やＩＴ技術の進歩等のウェブ会議を取り巻く環境を踏まえ、ウェブ会議での手続を拡充していくことが重要であると認識しております。

○石橋委員 御回答ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、大変利便性が向上していただくなどと思うわけですが、先ほど、時間や場所の制限がないというふうにおっしゃいましたけれども、しかしながら、このウェブ会議というのはいつでも認められるというわけではなくて、改正案におけますと、裁判所が相当と認めるときにおいてウェブ会議で、例えば口頭弁論が行えるというふうにしてあるというふうにも理解しております。そこで、どのような場合に裁判所が相当と認めるのか、お答えをいただきたいと思います。

す。

○金子政府参考人 具体的にどのような場合に相当と認めるかにつきましては裁判所の判断に委ねられておりますが、裁判所は、個別の事件ごとに、事案の性質やその期日において予定される手続の内容、当該当事者のウェブ会議を利用して手続に参加するための環境、現実に出頭することの容易性の程度、各当事者の希望等の諸事情を総合的に考慮してこの点の判断をすることになるものと考えられます。

いずれにしても、最終的には事案ごとの判断ではございますが、当事者の双方がウェブ会議の利用を希望しているケースや、現実に出頭することが容易でないケースなどでは、ウェブ会議の利用が認められるものと考えているところでございます。

○石橋委員 総合的な判断ということでありますので、こちら側として、すぐにどう認めていただけるのかどうか分からないところではありますけれども、ウェブ会議の実施というのは利便性が大きく向上されていくものだと思うので、私としては是非積極的に活用していただきたいというふうに思うところであります。

その中で、ウェブ会議を実施する際に、どうしても、本人確認がきちんとできてくるのかというところは大変気になるところであります。現在も既にウェブ会議は一部の審理で使われていると聞いておりますけれども、現状の本人確認の方法、それから、その方法でこれまで問題等がなかったのかどうか、お答えをいただきたいと思っております。

○門田最高裁判所長官代理人 お答えいたします。

現在は、地方裁判所の本庁全てで争点整理手続においてウェブ会議を用いた手続が行われておりますけれども、これらは基本的には弁護士が訴訟代理人に就いている場合に利用されているものでございまして、本人確認につきましても、現状はそれを前提に適切に行われているものと承知しております。

そのような中で、これまでの段階では、ウェブ会議に参加している方の本人性をめぐって問題が生じたという事例は承知しておりません。

本法案が成立しまして施行されますと、ウェブ会議を用いて実施可能な手続を拡大することになりまして、弁護士以外の一般の方がウェブ会議を利用する場面、局面も増えることになると考えられます。

ウェブ会議に参加している当事者等が本人であることを確認する方法につきましては、各裁判官がそれぞれの事件に応じた適切な方法で行うことになると考えられますので一概には申し上げにくいところですが、例えば、ウェブ会議の画面上で、写真付きの身分証明書と顔を照合するなどの方法で本人確認を行うといったことが考えられるところでございます。

○石橋委員 カメラ上で写真付きの身分証明書と本人さんの顔を照らし合わせるという方法で今までは問題はなかったということでありまして、先ほども申し上げましたとおり、オンラインに逆に私たちの方が慣れてきているということも、その分、うがったことはいけませんけれども、も

しかして何か不正が起こり得るのかなというような気もしておりますので、そうした本人確認の手続というのは厳に進めていただきたいと思うところであります。

時間がもう迫っておりますので、最後に一点だけ聞かせてください。傍聴についてであります。今回、ウェブでの裁判が多く実施されるようになると、技術的にはネット上での傍聴ということも可能になってくるのだろうというふうに思っております。しかしながら、プライバシーを保護するような観点からも、ネット上での傍聴というものは私は少し慎重にするべきではないかなというふうに思うわけでありまして、その点についての今後の見通しというか方向性を教えていただきたいと思っております。

○金子政府参考人 お答えいたします。

現行法の下では、口頭弁論の公開の要請は現実の法廷を公開することによって確保されております。改正法案におきましてもこの点については見直しはしておりません。そのため、ウェブ会議により口頭弁論が行われる場合でも、口頭弁論の公開は裁判官が所在する法廷を公開して行われ、傍聴人は現実の法廷で傍聴することができるとは変わりはないということになります。ウェブ会議により口頭弁論の期日に参加するというような場合は、その当事者の様子をモニターを通じて視聴することができるようにすることを想定しているところでございます。

○石橋委員 済みませんが、時間が参りましたので質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

うかがいました。